

共用空間データのための道路台帳図デジタル化

目的

自治体において複数の分野でGISが導入される場合、部署間で空間データの共用を行なうことにより全体として整備の重複を防ぎ、データ整備費用の大幅な削減が可能です。また、これらの共用空間データをもとにして作成した空間情報は、情報交換が容易で複数の分野の情報を組み合わせて利用することができます。

そこで、私たちは道路台帳図をデジタル化することにより、共用空間データの作成更新において有効活用することを提案します。

『共用空間データ』とは、道路データや建物データといった、地方公共団体の庁内の複数部署において多目的な利用を行うことが可能で、かつ一定の品質が確保されている空間データのことです。



内容

市町村において面的に整備される地形図の代表として都市計画基本図があります。しかし、都市計画基本図は、更新周期が5年に一度であること。縮尺が1/2,500であり、上下水道などの施設管理業務には不適切である等の問題点があります。それに対して、道路台帳は、毎年更新され、縮尺も1/500または、1/1,000で整備されています。しかし、一般に道路部以外については更新が滞っているのが実体です。そこで、それぞれの特徴を生かして共用空間データとしての地形図情報の作成更新を行います。

共用空間データとしての地形図情報の作成更新手法

①道路台帳図のデジタル化

- 既存のアナログ図を製品仕様書に従いデジタル化を行ないます。ここでは、主として道路台帳図に描かれている道路及び道路敷き内の情報をデジタル化します。

②DM（デジタルマッピング）の実施

- DMの作成あるいは更新の際は、道路部については、①で作成したデータを使用して、その他の部分については、通常のDM（航空写真測量）手法で作成更新業務を実施します。ただし、管理者が異なる国県道などについては、DM（航空写真測量）手法により作成更新します。
- 道路部以外については、1/2,500の精度で、作成。道路部は①の精度を継承します。

③共用空間データとしての地形図情報の更新

- DM更新以外の年は、道路部のみのデータを更新します。
- DMを更新した年は、道路部以外についても差し替えます。

以上により、新鮮で、必要な精度を確保した共用空間データの確保が可能です。



現行道路台帳図の更新の状況により、道路部 1/1,000、その他の部分は1/2,500精度でDMを実施し、既存の道路台帳図を作り直す方法も検討することをお勧めします。

技術ポイント

(1) 製品仕様書の作成

「空間データ製品仕様書」とは、空間データの詳細な設計書であるとともにデータを交換するときの取扱説明書です。従って、共用空間データのように多くの業務で使用されるデータについては、製品仕様書とともにデータの受け渡しをしなければなりません。

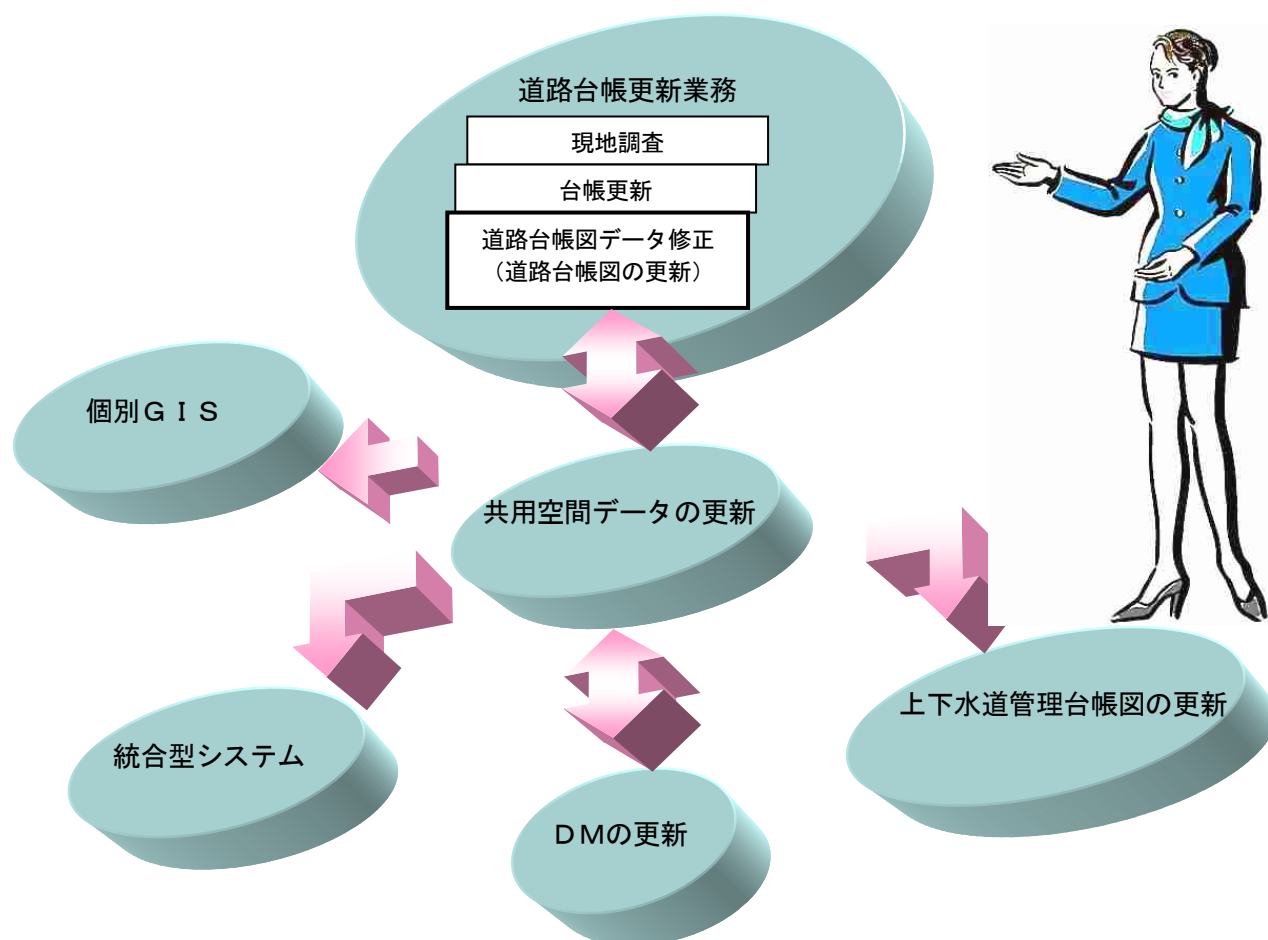
空間データを作成する際は、製品仕様書を作成した上で、それに準拠したデータを作成することで、品質の確保と有効活用が可能になります。

(2) 道路管理システムでの利用

作成した道路台帳関連データはシステムに登録して有効かつ効率的に使用することが出来ます。

事業の関連〔当社の実施範囲〕

このPRシートでは、『共用空間データ整備のための道路台帳図のデジタル化』の部分を中心として、説明してありますが、当社では統合型GISの構築や、その他のコンテンツ整備にも対応いたします。



当社実績

岐阜県・愛知県宝飯郡小坂井町（道路台帳図デジタル化）、岐阜県加茂郡川辺町・三重県度会郡玉城町（道路台帳図デジタル化、共用空間データ整備）、愛知県（共用空間データ整備）

玉野総合コンサルタント株式会社

お問い合わせ先： 事業企画部 (TEL. 052-979-3960 / FAX. 052-979-3970)